

2012年(平成24年)6月19日 火曜日

Q 仕事で車を運転しますが、交通事故のニュースを見るたびに人ごとと思えないときがあります。交通事故を起こすと加害者はどのような責任を問われるのですか。

交通事故加害者の責任は



A 車を運転する人が事故を起こした場合、運転者は民事、刑事、行政上の責任を負う可能性があります。

【民事責任】
加害者は被害者に対する精神的苦痛に対する慰謝料(後遺障害による精神的苦痛に対する慰謝料)後遺障害が営んでいる場合、従業員が仕事に関して車を

して、その人が受けた賠償)⑦後遺障害逸失利益(後遺障害がなければなりません。賠償は得られるはずだっ

①治療費②通院費③入院費、代車料等)④入院雑費⑤休業損害⑥入院料(入通院)があります。

あなた自身が車を運転していても、例

えはあなたが会社を経営している場合、従業員が仕事に関して車を

民事、刑事、行政上で

運転し事故を起こしたときには使用者として賠償責任を負担しなければなりません。また、あなたが誰かに車を貸しているときは、危険運転致死傷罪として起したときは、車

【刑事責任】

自動車運転に必要

【行政上の責任】
いわゆる行政処分といわれるもので免許の取り消しや停止のことです。過去3年間の死亡または負傷させる反や事故に点数をつけ、その合計点数によって処分が決められます。

(弁護士 松田健太)

7年以下の懲役(禁錮)または100万

円以下の罰金に処せられます。アルコールや薬物の影響で正常な運転が困難な状態で事故を起こしたときには危険運転致死傷罪として起したときは、車